

求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

1. はじめに

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「センター」という。）は、求職活動等におけるハラスメントを行ってはならないこと、その他求職活動等におけるハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めること、役職員等が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう努めるために「求職者等に対するハラスメントの防止に関する基本方針」を定める。

2. 求職者等に対するハラスメントの定義

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントは、センター役職員等による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるものをいう。

その他、求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為、求職活動等における妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び求職活動等における育児休業等に関するハラスメントに類する行為も含まれる。

3. ハラスメントに対する主な取組み

- (1) 求職者等に対するハラスメントに該当する一切の行為の禁止
- (2) 求職者等に対するハラスメント防止について役職員等への周知
- (3) 相談等を受けた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認及び行為者に対する適正な措置
- (4) 相談者や協力者に対しプライバシー保護の遵守、不利益な取扱いの禁止
- (5) 行為者に対する再発防止措置、ハラスメント行為の防止に関する役職員等への啓発・教育

4. 相談窓口

求職活動等に際して役職員等によるハラスメント行為が見られた場合は、求職者等に対して、下記の窓口までご相談いただくこととし、相談者の秘密は厳守する。

求職者等ハラスメント相談窓口【e-mail】 saiyosodan@jwnet.or.jp
【電話番号】 03-5807-5911（代表）

2026 年 10 月 1 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
理事長 関 庄一郎